

犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画

【目標】

地域社会全体が連携・協働して、安全・安心まちづくりを推進し、すべての県民が安心して暮らせるまちを実現します。

【3つの基本方針】

「自らの安全は自らが守る」、  
「地域の安全は地域が守る」という防犯意識を醸成し、お互いが支え合う地域社会を形成します。

子ども、女性、高齢者、障害者、外国人その他の特に防犯上の配慮を要する人を犯罪被害から守っていきます。

基本的人権を侵害しないよう配慮しつつ、犯罪が起きにくい生活環境の整備を行います。

【6つの方向性と13の推進項目】

1 犯罪のないみやぎを目指した活動を県民運動として展開するための気運の醸成

- (1) 県民等への情報等の提供
- (2) 県民等の自主的活動の促進
- (3) 各ボランティア団体等のネットワーク化
- (4) 行政、県民、事業者が連携した県民運動の推進

2 犯罪被害から子どもを守るための見守り活動の促進

- (5) 地域で見守る子どもの安全対策の促進
- (6) 子どもの安全教育の推進

3 女性、高齢者、障害者、外国人等の安全対策としての見守り活動の推進

- (7) 地域で見守る女性、高齢者、障害者、外国人等の安全対策

4 学校、通学路等の安全対策の推進

- (8) 安全な学校・通学路づくり

5 犯罪の防止に配慮した安全な道路、公園、駐車場、住宅、深夜商業施設等の普及

- (9) 犯罪の防止に配慮した安全な道路、公園、駐車場等の普及
- (10) 犯罪の防止に配慮した安全な住宅の普及
- (11) 犯罪の防止に配慮した安全な深夜商業施設等の普及

6 犯罪の被害にあわないためのまちづくりとホスピタリティのある地域づくり

- (12) 繁華街等の環境整備
- (13) 観光地における情報提供の充実

犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画

【目標】

県民一人ひとりが犯罪が起きにくい環境づくりに取り組み、すべての県民が犯罪に巻き込まれることなく、安心して暮らせるまちを実現します。

【3つの基本方針】 ※資料6参照

県民一人ひとりが「自らの安全は自らが守る」、「地域の安全は地域が守る」という防犯意識を共有し、被災地をはじめとする地域の絆を起点にお互いが支え合う地域社会を実現します。

子ども、女性、高齢者、障害者、外国人など特に防犯上の配慮を要する人を、そのおかれている社会的背景に留意しながら犯罪被害から守っていきます。

基本的人権に配慮しつつ、犯罪が起きにくく、県民が安心して暮らせる生活環境の整備を行います。

【8つの方向性と20の推進項目】

1 犯罪のないみやぎを目指した活動を県民運動として展開するための気運の醸成 ※資料7 1ページ参照

- (1) 県民等への情報等の提供
- (2) 県民等の自主的活動の促進
- (3) 各ボランティア団体等のネットワーク化
- (4) 行政、県民、事業者が連携した県民運動の推進

2 犯罪被害から子どもを守るための見守り活動の促進と情報化社会への対応 ※資料7 2ページ参照

- (5) 地域で見守る子どもの安全対策の促進
- (6) 子どもの安全教育の推進
- (7) 情報化社会における子どもの見守り活動
- (8) 子どもを犯罪の被害から守るための対策の推進

3 女性の安全対策の推進 ※資料7 3ページ参照

- (9) 女性を犯罪の被害から守るための対策の推進

4 高齢者、障害者、外国人等の安全対策としての見守り活動の推進

- (10) 地域で見守る高齢者、障害者、外国人等の安全対策

5 学校、通学路等の安全対策の推進

- (11) 安全な学校・通学路づくり

6 犯罪の防止に配慮した安全な道路、公園、駐車場、住宅、深夜商業施設等の普及

- (12) 犯罪の防止に配慮した安全な道路、公園、駐車場等の普及
- (13) 犯罪の防止に配慮した安全な住宅の普及
- (14) 犯罪の防止に配慮した安全な深夜商業施設等の普及

7 犯罪の被害にあわないためのまちづくりとホスピタリティのある地域づくり

- (15) 繁華街等の環境整備
- (16) 観光地における情報提供の充実

8 被災地における安全・安心まちづくりの早期復旧 ※資料7 3ページ参照

- (17) 防犯ボランティア団体の再構築
- (18) 被災地の安全対策の推進
- (19) 安全な通学路の確保
- (20) 被災地の環境整備